

むつ市議会第259回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

令和6年3月6日（水曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第1 議案第2号 むつ市コミュニティタクシー条例
- 第2 議案第3号 むつ市こどもの笑顔まんなか条例
- 第3 議案第4号 むつ市伝統行事及び民俗芸能の継承発展に関する条例
- 第4 議案第5号 むつ市監査委員条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第6号 むつ市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第7号 むつ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第8号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第9号 むつ市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第10号 むつ市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第11号 むつ市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第12号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第13号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第14号 むつ市漁港管理条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第15号 むつ市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第16号 むつ市水道事業給水条例及びむつ市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第17号 むつ市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第18号 むつ市新希望のまち基金条例を廃止する条例
- 第18 議案第19号 むつ市川内町ふれあい広場条例を廃止する条例
- 第19 議案第20号 財産の取得について
(夏季における児童生徒の熱中症による健康被害の防止及び教育環境の向上を図るため、市内小学校6校及び中学校5校に冷房設備を配備するもの)
- 第20 議案第21号 新たに生じた土地の確認について
- 第21 議案第22号 新たに生じた土地の字名について
- 第22 議案第23号 市道路線の廃止について
- 第23 議案第24号 市道路線の認定について

- 第24 議案第25号 むつ市教育委員会教育長に任命する者につき同意を求めることについて
- 第25 議案第26号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第26 議案第27号 令和5年度むつ市一般会計補正予算
- 第27 議案第28号 令和5年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第28 議案第29号 令和5年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第29 議案第30号 令和5年度むつ市水道事業会計補正予算
- 第30 議案第31号 令和5年度むつ市下水道事業会計補正予算
- 第31 議案第32号 令和6年度むつ市一般会計予算
- 第32 議案第33号 令和6年度むつ市国民健康保険特別会計予算
- 第33 議案第34号 令和6年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算
- 第34 議案第35号 令和6年度むつ市介護保険特別会計予算
- 第35 議案第36号 令和6年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算
- 第36 議案第37号 令和6年度むつ市魚市場事業特別会計予算
- 第37 議案第38号 令和6年度むつ市水道事業会計予算
- 第38 議案第39号 令和6年度むつ市下水道事業会計予算
- 第39 報告第1号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第40 報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(令和5年度むつ市一般会計補正予算)
- 【議案一括上程、提案理由説明、質疑、委員会付託、一部採決】
- 第41 議案第40号 財産の取得について
(夏季における児童生徒の熱中症による健康被害の防止及び教育環境の向上を図るため、市内小学校6校及び中学校4校にポータブルクーラー等を配備するもの)
- 第42 議案第41号 令和5年度むつ市一般会計補正予算
- 第43 報告第3号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 【議案一括上程、提案理由説明】
- 第44 議案第42号 むつ市副市長に選任する者につき同意を求めることについて
- 第45 議案第43号 むつ市副市長に選任する者につき同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（22人）

1番	高橋征志	2番	杉浦弘樹
3番	佐藤武	4番	工藤祥子
5番	濱田栄子	6番	櫻田秀夫
7番	住吉年広	8番	白井二郎
9番	富岡直哉	10番	村中浩明
11番	野中貴健	12番	佐藤広政
13番	東健而	14番	中村正志
15番	井田茂樹	16番	浅利竹二郎
17番	岡崎健吾	18番	佐々木隆徳
19番	佐賀英生	20番	大瀧次男
21番	佐々木肇	22番	富岡幸夫

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	山本知也	副市長	川西伸二
教育長	阿部謙一	公営企業 管 理 者	村田尚
代 表 員 監 査 委 員	齊藤秀人	政 統 括 策 監	吉田真
総務部長	吉田和久	デジタ ル推 進 政 監	藤島純
企 画 政 策 長 部	角本力	財 務 部 長	松谷勇
民 生 部 長	齊藤洋一	福 祉 部 長	中村智郎
健 康 部 長 つ く 推 進 部	菅原典子	子 ども さい せい み ぶ 局 s m i l e s k o f f i c e に り つ つ こ に り 所 長	吉田由佳子
経 済 部 長	立花一雄	都 市 整 備 長	木下尚一郎
建 設 技 術 長 部	小笠原洋一	川 内 庁 舎 長	杉山郷史
大 畑 庁 舎 長 所	高杉俊郎	脇 野 所 長 庁 舎	小田晃廣
会 管 理 計 者	千代谷賀士子	選 挙 管 理 会 長 委 員 局 務	工藤淳一

監事	伊	藤	恭	雄	農委事務局 事務經理	業會長部事 局長部事	成	田	司
查務	伊	藤	大	治郎	農委事務局 上局民理	道長部事 水生	中	村	久
委員局長	石	橋	秀	治	農委事務局 總副總	部事長 務理課	一	戸	義則
部長	柏	谷	圭	則	農委事務局 教委事政推	育會局策監 員務進	鷺	岳	彰丸
部策監長	櫻	井		忍	農委事務局 總總主	部課幹	德		学
部事X長	川	森	恒	太					
部課長									
育會局事習長 中央長									
市民館									
部課查									

事務局職員出席者

事務局長	佐	藤	孝	悦	次	長	中	野	敬	三
主幹	澁	川	紋	子	主任	主查	畑	中	佳	奈
主任主查	井	田	周	作	主	任	浜	端		快

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（富岡幸夫） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（富岡幸夫） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず、本日議案質疑及び委員会付託を行います
議案第7号 むつ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法第243条の2第2項の規定に基づき、監査委員の意見を求めておりましたが、お手元に配信しておりますとおり、当該条例に対し異議ない旨の意見が提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、3月4日市長から、今定例会に議案4件、報告1件を追加提案したい旨の申入れがあり、一昨日開催した議会運営委員会で本日の議事日程の最後にこれを上程し、審議することが決定されておりますので、ご報告申し上げます。

○議長（富岡幸夫） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第40 議案質疑、委員会付託、一部採決

◇議案第2号

○議長（富岡幸夫） 日程第1 議案第2号 むつ市コミュニティタクシー条例を議題といたします。

す。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許可します。4番工藤祥子議員。

○4番（工藤祥子） むつ市コミュニティタクシー条例についての概要をお知らせくださいということで、これは川内湯野川線のことです。そのことについて、本当に私もこの先心配してはいたけれども、まず概要をお知らせください。

○議長（富岡幸夫） 企画政策部長。

○企画政策部長（角本 力） おはようございます。お答えいたします。

むつ市コミュニティタクシー条例の概要についてでありますけれども、本条例は公共交通機関による輸送サービスの提供が困難な交通空白地におきまして、自治体が地域住民などの足の確保を担うため、道路運送法の規定に基づき実施する自家用有償旅客運送に必要な事項を定めております。

市では、今年度バス路線が廃止となった川内地区の交通手段を確保するため、川内湯野川地区デマンド型乗合タクシー事業を実施いたしました。タクシー事業者の運転手不足などの影響により、現行の運行体制を継続していくことが困難となったことから、本条例により令和6年度から川内地区において、むつ市コミュニティタクシー運行事業を市の直営運行で実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） そうすると、今までのデマンド型事業というのは、利用はあまり上がってこなかったということなのではないでしょうか。その理由はどのようにお考えでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 企画政策部長。

○企画政策部長（角本 力） お答えいたします。

現在運行しております川内湯野川地区デマンド型乗合タクシーの利用状況につきましてですけれ

ども、令和6年1月末時点の利用者につきましては、4月からですけれども、332人ということになっております。運行日数につきましては平日、月曜から金曜までの運行ということになっておりますけれども、このうち予約が入ったときだけ運行しておりますので、実際の運行日数は106日ということになっております。

利用者が少ない理由につきましてですけれども、こちらにつきましては推測でしかございませんけれども、例えばこれまで定時で人が乗っていても乗ってなくても走っていたバスが予約に変わったことによって利便性が少し、そういう意味で下がっているのかもしれないし、またバスがなくなったことによって地域の方が送迎を代わりにしてくれているという事情もあるかとは思いますが、そういった様々な理由によって利用者が限定されているものだというふうに認識しております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） 先ほど運転手不足という問題も指摘されていましたが、今回、この条例をつくることによって運転手不足というのはどういうふうな形で解決の方向を目指したのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 今回提案させていただいておりますむつ市コミュニティタクシー条例でございますが、企画政策部長が答弁しましたとおり、今年度からデマンド型タクシー事業を実施させていただいておりますけれども、タクシー事業者の運転手不足等の影響によりまして、今のデマンド型タクシーの事業の運行体制を継続していくことが困難ということになったことから、交通手段を確保するために市の直営運行で実施したいと考えておりますので、公共交通事業者の運転手不足を解

消する目的として上程している条例ではないので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） これで工藤祥子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第2号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第2号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第3号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第2 議案第3号 むつ市こどもの笑顔まんなか条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、1番高橋征志議員。

○1番（高橋征志） こどもの笑顔まんなか条例について、2項目、合わせて6点お伺いいたします。

まず、1項目めですけれども、条例の表記についてです。名称が「こどもの笑顔まんなか」となっておりますけれども、こどもまんなかはこども家庭庁のキャッチコピーであって、こども基本法の中でも使われていないと認識しております。もし国が仮にこれを使わなくなったときに、後から読んで、この条例自体が何なのか分かりづらくなってしまふかなと思いますので、子どもの権利条例など普遍性のある名称にすべきではなかったのかなと思いますけれども、どのようなお考えでこの名称にしたのかお伺いします。

2点目ですけれども、子供の表記を今回平仮名にしておりますけれども、例えば市の他の条例、子ども医療費給付条例などは、「子」を漢字にし

ております。このことによって、条例の表記に統一性を欠きますので、その点どのようにお考えになっているかお伺いいたします。

2項目めは、こどもオンブズパーソンについてですけれども、まず1点目、いじめや校則など、学校における問題について、子供が相談することはできますでしょうか。

2点目、条例案の第14条では、オンブズパーソンは非常勤となっています。子供が直接相談する相手はオンブズパーソンではなく、市の相談窓口の職員になるのでしょうか。

3点目ですけれども、子供が抱える学校内での問題につきまして、仮に子供から相談があったとき、オンブズパーソンが学校や教育委員会に対して改善に向けた助言などを行うことは想定されておりますでしょうか。

4点目です。報酬が今回日額2万円となっておりますけれども、そちらの算定根拠についてお知らせください。

○議長（富岡幸夫） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（吉田由佳子） お答えいたします。

まず、名称についてでございます。子供の権利を大切にす、子供に優しいまちづくりを推進するためには、本条例が広く市民の皆様に浸透し、その目的や理念を共有するとともに、子供の権利について市民一人一人が理解を深め、行動につなげることが必要です。

そこで名称は、子供にも大人にも分かりやすく、親しみやすく、未来を担う子供の笑顔のための条例であることが伝わりやすくという点を大切にいたしました。条例名には、このまちで子供が笑顔で健やかに成長できるようにとの願いを込めておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、子供を平仮名表記することについてでございます。令和5年4月1日に施行されたこども

基本法は、子供の定義や対象年齢が各法令で統一されていないことや、当事者である子供にとって分かりやすく示すという観点から、名称を平仮名で表記しております。本条例もこれに倣い、子供にも分かりやすい平仮名で表記することといたしました。

次に、いじめや校則など、学校における問題について、子供が相談することは可能かということについてでございます。相談内容につきましては、子供が抱えている悩み、困り事、不安に感じていることなどについて広く相談を受け付けることとしておりますので、学校における問題についても相談することは可能です。

次に、オンブズパーソンは非常勤であるため、子供が直接相談する相手はオンブズパーソンではなく市の相談窓口職員になるのかというご質問についてでございますが、相談対応につきましては、こどもの権利相談員を子育て支援課に配置することとしております。子供からの相談は、こどもの権利相談員が受け付けることとしております。

次に、子供が抱える学校内での問題について、オンブズパーソンが学校や教育委員会に対し、改善に向けた助言等を行うことは想定されているかというご質問についてでございますが、本条例第16条第4号におきまして、こどもオンブズパーソンの職務の一つとして、子供の権利の保障に関し、市に意見を表明することを規定しております。これは、事実確認のための調査や関係者間の調整の結果、こどもオンブズパーソンが必要であると認める場合は、教育委員会や学校を含む市の機関に対する意見を市長に表明できるというものでございます。

次に、こどもオンブズパーソンの報酬の積算根拠についてでございますが、こどもオンブズパーソンの報酬につきましては、日額で規定している自治体のほか、月額で規定している自治体もあり、

金額も様々でございます。

本市におきましては、講師謝礼金単価として大学教授に講師等を依頼した場合、1時間当たり7,000円と規定しております。こどもオンブズパーソンは、大学教授や弁護士等に依頼することを想定しており、活動時間は1日3時間程度と見込まれることから、日額2万円と規定しております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） では、確認ですが、先ほどオンブズパーソンに直接ではなくて、相談窓口の方に子供が一番最初に相談するということだと思います。そうしますとオンブズパーソンの役割といえますか、機能というのはどういうことになるのかというのを伺いたいです。

もう一点なのですが、オンブズパーソンの報酬、大学教授の1時間7,000円というのをベースに考えたということですが、附則で改正されるむつ市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の中で一番高いことになると思うのです。予防接種の委員会の委員は1万5,000円ですし、介護認定審査会の会長は1万7,000円となっていて、この条例の別表の中で一番高くなると思うのですけれども、その辺の市内の他の委員とのバランスみたいなものはどのようにご検討されたのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（吉田由佳子） まず、相談した際にオンブズパーソンにどのようにつないでいくのかというご質問についてでございますが、こどもオンブズパーソンとは定期的に情報共有の場を設けまして、助言等をいただくこととしております。

また、子供の権利に関する侵害の救済、こちらが専門的に必要な場合は、随時オンブズパーソンのほうに相談し、必要な助言等を受けることとし

ております。

次に、こどもオンブズパーソンの報酬の額ということについてでございますが、それぞれの職務に応じて金額のほうは定められるものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） ちょっと話が戻りますが、一番初めに質疑した条例の名称の表記のことですけれども、国の法律だと、通称はありますけれども、基本的なところは結構堅くつくっていると思っております。今条例が上がっている個人番号の件ですけれども、マイナンバー法というのは厳密には行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を通称してマイナンバー法というふうに呼んでいるわけですので、通称はこどもの笑顔まんなかでも、一々一部改正しなくてもいいように普遍性のある名称にしたほうがよかったのではないかなというふうに思っているの質疑でした。

最後に、もう一点確認なのですが、オンブズパーソンは非常勤ですので、定期的にということですが、どのくらいの頻度でオンブズパーソンの方が来て、そういう会議をやることを想定していますでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） まず、こどもオンブズパーソンにつきましては、非常勤特別職ということでございますので、法律や教育、心理などの専門的知見を有する方で構成することを考えてございまして、先ほど来、子どもみらい部長が答弁しているとおり、弁護士、大学教授、臨床心理士等の方へ依頼することを想定してございます。

こどもオンブズパーソンは、子供の意見等を聞き、子供の最善の利益を図り、関係機関と協力しまして、子供の権利の侵害回復に向けた取組を行います。

具体的には、子供の権利に関する相談に応じ、助言や支援を行いますけれども、これは必要に応じてということにもなりますので、まずは子供の権利に関する相談対応につきましては、こどもオンブズパーソンを補佐する役として、こどもの権利相談員という形で、常時子どもみらい部におりますそちらの方に相談していただくと。必要に応じてこどもオンブズパーソン、いわゆる弁護士、大学教授、臨床心理士等に依頼することにしておりますので、回数というよりは、その機会があれば対応していくということになりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） これで高橋征志議員の質疑を終わります。

次に、3番佐藤武議員。

○3番（佐藤 武） 3点についてお伺いします。

条例制定の必要性というか、どういうふうなお考えでこの条例を提案されたのかということ、これは経緯も含めてですけれども、お伺いしたいと思います。

2点目は、条例の第2条第1号、「18歳未満の者その他当該者と等しく権利を認めることが適当と認められる者」の当該者と等しく権利を認めることが適当と認められる者は誰を指すのかということ。

3点目は、第2条の第3号ですが、最後のほうですけれども、ここに規定する入所する施設とは具体的にどこを指すのかお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（吉田由佳子） お答えいたします。

まず、条例制定の必要性と経緯についてでございます。子供の虐待や貧困、いじめなど、子供を取り巻く状況が厳しさを増している中で、未来を担う子供が健やかに成長していくためには、子供の権利を保障し、地域全体で子供の育ちを支える

ことが重要となっております。

そこで、市民の皆様にもご協力いただきながら、むつ市全体で取り組むべき大切なこととして条例を制定し、子供の権利が保障されるよう取組を進めていくことといたしました。

本条例制定により、子供の権利についての考え方や、子供の権利の保障に係るそれぞれの役割について共有が図られること、権利侵害からの救済の仕組みが整えられるなど、子供にとって優しいまちづくりの推進につながるものと考えております。

次に、条例第2条第1号、その他当該者と等しく権利を認めることが適当と認められる者とは誰を指すのかについてでございますが、児童の権利に関する条約及び児童福祉法と整合性を図り、本条例におきましては原則として子供を18歳未満の者としております。

条例第2条第1号、その他当該者と等しく権利を認めることが適当と認められる者とは、在学中に18歳に到達した高校生等を指しております。

次に、条例第2条第3号、入所する施設とは具体的にどこかというご質疑でございますが、児童福祉法に規定する児童福祉施設のうち、本市における入所施設といたしましては、障害児入所施設のはまゆり学園が該当いたします。

以上です。

○議長（富岡幸夫） これで佐藤武議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第3号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第4号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第3 議案第4号
むつ市伝統行事及び民俗芸能の継承発展に関する
条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告があります
ので、順次発言を許可します。まず、9番富岡
直哉議員。

○9番（富岡直哉） 議案第4号 むつ市伝統行事
及び民俗芸能の継承発展に関する条例について、
2点質疑いたします。

条文に、「継承発展するため、参加しやすい環
境づくりに取り組み」とありますが、具体的に市
として条例の制定により、どのような取組を進め
ていくのか。

また、市民には継承発展について、具体的にど
のような取組をお願いしていくことになるのか、
お伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答えいたします。

まず、1点目に関してですけれども、市民や事
業者の皆様方並びに民俗芸能団体等との連携を
図り、そして伝統行事及び民俗芸能の継承発展
に努めてまいりたいと考えており、今後は民俗
芸能団体等に対し、活動状況や要望等の調査を
進めながら、現状を把握、検証し、活動の環
境整備、その他必要な支援を検討してまいり
たいと考えております。

2点目に関しましては、市民の皆様方には伝
統行事及び民俗芸能に対する理解を深め、そ
して自ら主体的に参加していただくことをご
期待申し上げます。そのため、地域がにぎわ
うよう、関連情報の広報や情報発信に努め
てまいりたいと考えておりますので、ご理
解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） 本条例について、市の役割に

ついては非常に重要なポイントであるという
ふうに思いますが、多くの伝統行事は、各
地区の方々からの寄附等で運営が支えられ
てきているというふうに認識しております
けれども、人口減少等により運営の下支え
となるこの維持管理を含めた運営費の部
分が非常に懸念をされております。継承
発展させていくための費用面はどのよう
に支援を考えているのか、その点につ
いてお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 継承発展のために財政
面が必要なことに関しては、重々承知を
しております。そして、現在それぞれの
団体等におきましては、地域あるいは
事業者等を中心としてご寄附等によ
ってあがなわれているものと理解を
しております。

そして、主体性を担保するためにも、
そうした状況を我々としても注視しな
がら、必要ならばご指摘の財政支
援等についても検討する段階に至る
ことは否定はいたしませんけれども、
現状ではそうではなく、それぞれの
主体性を尊重するためにも、現状の
寄附を中心とした運営に委ねること
が妥当ではないかと考えております。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（富岡直哉） 最後に、本条例が制定
されることによって、市もしくは
県の指定文化財の指定等の動きが
進むものなのか、本条例の定義に
ありますネブタ等につきましても、
現在は特に何も制定されていない
状況でありますけれども、その点
についてどのような展開になるの
かお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 先ほど申し上げ
ましたように、本条例の目的は、
現在広く行われている民俗芸能
等に関して、市民の方々に参加を
していただく、そうした機運を盛
り上げ、結果として地域に

にぎわいをもたらす、あるいは地元のよさを認識していただく、そのようなことを目的といたしております。結果として発展がかない、そしてご指摘のように他団体から指定の声が上がることは喜ばしいこととは考えておりますが、そのみを目的とするものでもありませんし、早急にその目的に向かって我々のほうでいついつまでにこうしたタイムスケジュールで、そのような状況にないことはご理解いただきたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） これで富岡直哉議員の質疑を終わります。

次に、14番中村正志議員。

○14番（中村正志） 議案第4号 むつ市伝統行事及び民俗芸能の継承発展に関する条例につきまして質疑をさせていただきます。

これは理念条例なので、きっちりとしたものではないと思いますが、ちょっと何点かお伺いしたいと思います。

まず、第2条のところでは各種行事や団体、これは個別具体的に指定されるものなののでしょうか。その辺のもし線引きとかあるのであれば、お伺いしたいと思います。

また、第4条から第7条にかけて、それぞれの役割というものが規定されておりますが、なかなか会社とか事業者というのは難しいと思うのですが、役所とか、あるいは学校とかであれば、意外とそのような役割について、特に日程等についての配慮というのは可能になると思うのですが、その辺はどのような感じで行われるのかお伺いしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答えいたします。

1点目の規定に関しましてですけれども、議員がご指摘いただきましたように、本条例はむつ市に伝わる伝統行事及び民俗芸能の継承発展についての基本理念を定めるものであり、私どもとして

各種団体の指定や認定について規定するものではありません。

我々が承知するところによりますと、現在市内には民俗芸能団体等が52団体あると把握いたしております。その中では、文化財指定について、国から重要無形文化財に指定しているものが1団体、県の無形文化財と指定されているものが4団体、市の指定無形民俗文化団体が2団体指定されております。こうした団体を含めて、また指定されていない伝統行事及び民俗芸能においても、ひとしく必要な支援を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目の日程の配慮に関しましてですけれども、目的は市と市民や事業者の皆様方、そして民俗芸能団体等の連携により、参加しやすい環境づくりに取り組むこととさせていただいております。当然参加しやすい条件の中には、日程等も含まれているということは重々承知しております。このことに関しましては、私どものほうで規定をするのではなく、それぞれが日程等にも配慮しながら取り組んでいくことが望ましいと考えております。

また、喜ばしいことに、望ましい事例も報告を受けております。一例ですけれども、市内の中学校において、夏休み期間中の整理学習、補習を希望制にする等して、祭りに参加する生徒が参加しやすいような、そのような配慮等も見受けられておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） 古くからの行事や団体はそういうふうな形なのでしょうけれども、中には比較的新しい団体というものもあると思うのですが、そういうふうなものも含めて、古いとか新しいとかというものも含めてのその辺の考え方を再度お伺いしたいなと思います。

環境整備につきまして、今、日程についてお話

を伺いました。そのとおりでありまして、お祭りの当日に例えば補習授業があって、今回は希望制だったのですけれども、希望制であってもちよつとぶつけてほしくないなという気持ちもありますし、あるいは以前ですと祭りの次の日が新学期の始まりだったりとか、結構これも厳しいなというふうに感じたこともございました。その辺りはこの条例の理念に照らし合わせて運用していただきたいなというふうに思いますし、それこそ祭り当日が学校をやっている日とかというところもまだあるかと思しますので、その辺もぜひとも考えていただきたいなと思います。

先ほど富岡議員の質疑にもありましたけれども、環境整備ということで人的支援、あるいは経済的支援というものもあるかと思うのですが、どうしても性格上、経済的な支援というのは難しいと思います。その辺りは役所ではなくても他のプログラムでいろいろ支援できるプログラムがあると思われまので、その辺をぜひ活用していただく、あるいは積極的にそのような情報を各団体に流していただくというふうな方策を取っていただきたいなと思います。

質疑としては、最初のほうの古い、新しい、そういうふうな団体についてどのような取扱いをするのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答え申し上げます。

今審議に供しております条例に関しましては、おおむね戦前から行われているものを我々のほうとしては対象として考えております。それ以外の新しいもの等に関しましては、当然いろいろな価値を有するものがあることは承知しておりますが、この条例ではなく、他の部署、あるいは他の考え方によって支援がなされるべきものであると考えております。

○議長（富岡幸夫） これで中村正志議員の質疑を

終わります。

次に、19番佐賀英生議員。

○19番（佐賀英生） ほとんど富岡直哉議員、中村正志議員に言われましたので、私のほうから1つだけお願いといいますか、お願いと質疑になるわけですが、こういう伝統行事とかそういうのは、先ほど両名が言ったとおり、一番かかるのは金員です。決して道具は安くありません。中村議員がおっしゃったとおり、いいメニューをきちっと紹介してやるようにしていただきたいと。

もう一つ、学校でも教えない、家庭でも教えないものを教えてくれるのがこういう郷土芸能だと思っています。私も長く携わらせていただいて、大変いい子ばかり見させていただいています。

ぜひとも商工会議所のほうもお願いを出しているとおり、商工会議所がお願いを出しているわけですから、職場は多分その時期に配慮してうまくやってもらえると思います。学校のほうも、中村議員がおっしゃったとおり、うまくそこら辺のところは配慮してやっていただきたいと思うのですが、それだけ1つお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 日程に関するご質疑と理解してよろしいでしょうか。では、お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、それぞれの地域に応じて、そしてまたそれぞれの学校に応じて置かれている状況、それぞれの行事日程等は様々であります。そして、その連絡を密にして、それぞれが目的とするものが正しく行われ、子供たちが成長していく、そのように考えることが肝要と考えておりまして、そのために私どものほうとしては情報提供等を密にして、それぞれの団体あるいはご指摘の学校等が地域の行事等に関しても一定の理解、そして配慮に基づいた対応ができるように努めてまいりたいと考えております。

お話をいただきましたように、地域の伝統行事が社会教育機関としての役割を果たしていることも重々承知をしておりますので、そうしたことも学校等と共有をして、子供たちがしっかり成長できるような環境を整えてまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） これで佐賀英生議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第4号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第5号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第4 議案第5号 むつ市監査委員条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。

これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第5号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第6号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第5 議案第6号 むつ市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第6号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第7号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第6 議案第7号 むつ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第7号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第8号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第7 議案第8号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第8号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、

民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第9号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第8 議案第9号
むつ市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第9号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第10号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第9 議案第10号
むつ市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第10号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第11号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第10 議案第11号
むつ市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第11号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第12号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第11 議案第12号
むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第12号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第13号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第12 議案第13号
むつ市営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第13号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第13号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第14号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第13 議案第14号

むつ市漁港管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第14号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第15号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第14 議案第15号

むつ市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第15号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第16号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第15 議案第16号

むつ市水道事業給水条例及びむつ市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第16号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第17号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第16 議案第17号

むつ市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第17号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第18号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第17 議案第18号

むつ市新希望のまち基金条例を廃止する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、14番中村正志議員。

○14番（中村正志） 議案第18号 むつ市新希望の

まち基金条例を廃止する条例について質疑をさせていただきます。

令和元年12月に原子力発電立地地域基盤整備支援事業交付金を原資とした基金で、安全審査が長引くなどで事業開始時期の延期が繰り返されることにより、見込んだ税金などが得られない状況、地域への影響を勘案したもので、2019年から5年間で最大10億円が交付される新たな交付金を積み立てたものと認識しておりますが、提案理由では目的を達成することに伴いとなっておりますが、それでは具体的にどのような形でこの設置目的が達成されたのか。また、これにより行われた事業はどんなものかお聞きしたいと思います。

加えて、この基金総額は幾らくらいだったのか。また、運用益を出すタイプの基金ではないと承知しておりますが、もし運用益が出ているのであれば、その額も併せてお知らせください。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） 原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金を活用して実施する6事業のうち、2事業につきまして2か年にわたることから、弾力的な支出を行うために、むつ市新希望のまち基金条例を制定しております。

基金事業といたしましては、むつ市釜臥山スキー場整備事業とむつ総合病院新病棟建設に係る基本設計及び実施設計業務を実施しており、むつ市釜臥山スキー場整備事業は2億6,400万円、むつ総合病院新病棟建設事業は基金運用収入を合わせた2億2,804万6,912円を事業費へ充当し、事業を終えておりますことから、設置目的は達成しております。

また、基金総額は4億9,200万円、また基金造成に伴い発生しました運用益は4万6,912円となり、合計で4億9,204万6,912円を全額2つの事業に充当しております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） これで中村正志議員の質疑を終わります。

次に、4番工藤祥子議員。

○4番（工藤祥子） 中村議員と重複しますので、ちょっと省略いたしますけれども、私も財政の問題で本当に様々分からないことがあって、苦労している一人なのですけれども、あえて基金条例を設けた意味というものはどうでしょうかということと、どういうことに使われたのかということは、今中村議員に対する答弁で分かりましたが、サイトで調べますとすごく難しい名前が出てくるのです。むつ市新希望のまち基金と調べますと、青森県原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業費補助金として出てくるのですが、これを基金条例として設ける意味を改めてお聞きいたします。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） お答えいたします。

今回この交付金は、令和元年度から令和3年度までの3か年で10億円が交付されております。そのうち、単年度で終わる事業につきましては基金に積むことなく、そのまま事業のほうに充当させていただきましたが、先ほどご説明いたしましたむつ市釜臥山スキー場整備事業とむつ総合病院新病棟建設事業につきましては2か年にわたることから、その弾力的な支出を行うために基金のほうを設けまして、そちらのほうに一度基金として積んで2か年にわたって支出したということでございます。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） 理由ですけれども、この補助金は使用済燃料中間貯蔵施設の事業開始時期の延期を繰り返していることによる補助金だと書いていますけれども、このような影響を勘案したという補助金はほかにもあるのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） お答えいたします。

ほかの交付金ということになりますけれども、電源立地地域対策交付金では、核燃料サイクル施設に関わる分でありますとか、周辺に関わる分の交付金等をそれぞれいただいております。今回いただきました10億円に関しましては、稼働の状況が遅れているということに配慮された分の交付金でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） これで工藤祥子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第18号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第19号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第18 議案第19号 むつ市川内町ふれあい広場条例を廃止する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許可します。4番工藤祥子議員。

○4番（工藤祥子） これは川内町のふれあい広場のことですが、なかなかあまり存在意義というのを私もぴんとこないまま今日まで来たのですが、廃止する条例だということで、改めて振り返って見なければいけないということで、隣近所、近くの方々に利用の状況だとか、川内庁舎行ってちょっと聞いてみました。そうすると、かつてのときには子供たちがソフトボール等で使っていたけれども、今は遊具なんか壊れてしまっているし、水道施設も使われなくなっていると、そういうふうな状況を聞いて、確かにほかにもこのよ

うな場所があるので、やむを得ないかなという気持ちにはなってきました。ここが広場として、子供のふれあい広場として設定されたときの背景とか、これまでのいきさつを簡単にお知らせください。

○議長（富岡幸夫） 都市整備部長。

○都市整備部長（木下尚一郎） お答えいたします。

むつ市川内町ふれあい広場は、住民の健康増進を目的として、昭和59年に整備された施設でございます。グラウンド、ゲートボール場、遊歩道、遊具、管理棟が設置されておまして、開設当初は野球やゲートボールのほか、花見を楽しむ利用者もございました。

近年は人口減少も進んでおりますし、川内球場やテニスコートなどのふれあいスポーツパークが整備されたことや、かわうち・まりん・びーちにおきましては、グラウンドゴルフが行われるなど、代替施設となる施設が充実したこともありまして、ふれあい広場の利用が少なくなったため、令和3年度から施設を休止しております。このため、本条例により川内町ふれあい広場を廃止するものでございます。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） 経過は分かりました。

では、これからの活用等については、まだ白紙ということの理解でよろしいですか。

○議長（富岡幸夫） 都市整備部長。

○都市整備部長（木下尚一郎） お答えいたします。

今後ですけれども、むつ市有財産利活用民間提案制度によって、民間事業者による活用を検討してまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） これで工藤祥子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第19号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第19号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第20号

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第19 議案第20号 財産の取得についてを議題といたします。

本案は、夏季における児童生徒の熱中症による健康被害の防止及び教育環境の向上を図るため、市内小学校6校及び中学校5校に冷房設備を配備するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第20号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第21号

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第20 議案第21号 新たに生じた土地の確認についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第21号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第21号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、

総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第22号

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第21 議案第22号 新たに生じた土地の字名についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第22号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第22号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第23号

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第22 議案第23号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第23号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第24号

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第23 議案第24号 市道路線の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第24号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第24号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第25号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第24 議案第25号
むつ市教育委員会教育長に任命する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第25号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第25号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第25号はこれに同意することに決定いたしました。

◇議案第26号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第25 議案第26号
人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を

求めることについてを議題といたします。

本案は、本年6月30日をもって任期満了となる人権擁護委員に大久留美子氏を推薦することについて議会の意見を求めるためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第26号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第26号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第26号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◇議案第27号

○議長（富岡幸夫） 日程第26 議案第27号 令和5年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、1番高橋征志議員。

○1番（高橋征志） 指定管理料についてお伺いいたします。

提案理由におきまして、指定管理料の増額は電

気料金の高騰に伴うものと説明がありましたけれども、増額補正の対象が全施設ではなく、3施設のみになっている理由をお知らせください。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） 電気料金の高騰に伴い、施設運営に影響がある指定管理施設に対しまして、令和5年度当初に高騰分の60%を追加で支出しております。このたび改めて令和5年12月までの実績を基に令和5年度の電気料金見込額を試算したところ、下北文化会館とむつ運動公園、釜臥山スキー場及びむつ来さまい館ほか2施設の計3施設で電気料金の不足が見込まれることから、基本協定に基づき予算を追加するものでございます。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） 12月の実績に基づいて計算してやったということだと思いますけれども、そのほかの例えば増額の対象にならなかった指定管理施設からは、何か足りないとか、困っているとかという声はないのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） お答えいたします。

こちらのほうは、今12月の段階で決算の見込みということで算出しておりまして、それを増額補正させていただきますが、最終的には2月までの実績に基づきまして電気料金の追加の交付をさせていただきますので、不足しているとか、まだそのような要望等はございません。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） 2月の実績で最終的に確定といたしますか、もう一回算出し直すということですので、ではもし追加で支出が必要になった場合というのは、新年度の予算で改めて対応するということがよろしいでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） お答えいたします。

3月分までにお支払いいたしますので、令和5年度での予算の対応となりますが、予備費等で対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） これで高橋征志議員の質疑を終わります。

次に、3番佐藤武議員。

○3番（佐藤 武） 支出の中の第3款第1項第2目の中の障害者自立支援給付費等の障害福祉サービス費と障害児通所支援事業費の詳しい支出内容をお伺いしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 福祉部長。

○福祉部長（中村智郎） 議案第27号 令和5年度むつ市一般会計補正予算、第3款民生費、第1項社会福祉費、第2目障害福祉費、第19節扶助費に係る障害者自立支援給付費等の障害福祉サービス費及び障害児通所支援事業費の補正内容についてご説明いたします。

まず、障害福祉サービス費についてですが、障害福祉サービス利用者数の増加を見込んだことに伴うものであり、短期入所については256万2,000円の増、自立訓練については557万4,000円の増、宿泊型自立訓練については546万9,000円の増、就労継続支援B型については2,281万4,000円の増となりましたことから、居宅介護を含め9つのサービス費については利用者数が見込みを下回り1,865万9,000円の減少となったものの、これらを加減した結果、1,776万円の増額補正となったものであります。

次に、障害児通所支援事業費につきましては、放課後等デイサービスに係る扶助費の増額であり、この理由につきましては令和5年2月に新規の開設事業者が1者あったことに伴い、利用者数が増加し、2,953万3,000円の増となりましたことから、障害児発達支援を含め3つのサービスに

については利用者数が見込みを下回り118万円の減となったものの、これらを加減した結果2,835万3,000円の増額補正となったものであります。

以上です。

○議長（富岡幸夫） これで佐藤武議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第27号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第27号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

ここで午前11時20分まで暫時休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇議案第28号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第27 議案第28号 令和5年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算

を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第28号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第28号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第29号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第28 議案第29号 令和5年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第29号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第29号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第30号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第29 議案第30号 令和5年度むつ市水道事業会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第30号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第30号は、

お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第31号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第30 議案第31号 令和5年度むつ市下水道事業会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第31号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第31号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第32号～議案第39号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第31 議案第32号 令和6年度むつ市一般会計予算から日程第38 議案第39号 令和6年度むつ市下水道事業会計予算までの8件を一括議題といたします。

これより質疑に入りますが、ただいま一括議題といたしました8議案については、それぞれ区分して質疑を行いますので、ご了承願います。

まず、議案第32号 令和6年度むつ市一般会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、12番佐藤広政議員。

○12番（佐藤広政） 議案第32号について質疑をさせていただきます。

まず、今回就任後初の山本市長の予算編成を終えての市長の所感をお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 先般の一般施政方針でも触れましたが、私は令和5年4月23日にむつ市長とし

て就任以来、市民の皆様の生の声をお伺いするため、スマイル・トークリレー「FLAT」を合計27回開催してまいりました。様々な場面で市民の皆様と触れ合い、ご意見やご要望をいただくことで、これを当初予算に反映しなければならないと決意したところでございます。

令和6年度当初予算は、「ヒトを想う。むつ市らしい やさしい予算」とさせていただきました。対話の中でのご意見やご要望を踏まえ、各世代、各分野における市民の皆様、つまり人を思いながら施策を反映する当初予算を編成できたと考えてございます。

本予算には、子育てや教育、高齢者や各種産業等に対する72の新規事業が計上されておりますが、一方で、これらの新規事業を含め、継続的な事業実施を図るには、財源の確保や事務事業の見直しによる持続可能な財政運営を進めていかなければなりません。職員一人一人が、また職員が一人丸となって財政の健全化に取り組むことが重要と捉え、部長級による行財政改革検討部会を設置いたしましたして、職員からの提案やアイデア等による事務事業の見直しにより1,700万円の歳出が削減されております。結果、新たな財源としての国庫補助金の活用等もあり、財政調整基金を取崩しせずに予算編成が可能となり、収支均衡の財政規律を堅持することができました。

今後も、むつ総合病院新病棟建設事業など財政負担を伴う課題が明確にされておりますことから、財政の健全化に着実に取り組み、事業の実施を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） 本当に気合の入った予算編成なのではないかなと思っておりますが、お話の中にもありましたが、スマイル・トークリレー「FLAT」自体がしっかりと行政反映されているのではないかとと思うのですが、2点お伺いいた

します。

新規事業の実施に当たり、何を基準にして選定をしたのか。

そして、拡充の事業が多いのですが、新たな財源の確保と継続的な実施にめどがついているのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 新規事業の実施に当たっての基準ということでございますけれども、先ほど来申し上げておりますとおり、市長就任以来、27回のスマイル・トークリレー「FLAT」ということでございますが、新年度予算編成まで27回ということでございまして、その後も継続的にスマイル・トークリレー「FLAT」を実施しております。様々な場面で市民の皆様と触れ合い、ご意見、ご要望をいただく中で、この当初予算に反映しなければいけないと決意したと申し上げておりますけれども、そのほかにも、もちろんむつ市議会でのこの場での議論も踏まえて予算編成をしていかなければいけないという思いから、市民の皆様はじめ、議員の皆様との新しい事業、求められているものにつきまして、どうやったら実施できるかということ、短期的に計上できるものは新年度の令和6年度予算に反映させていただいておりますし、中長期的に今後やっていかなければいけないことは今後検討していく、そういった基準を基に新規事業を実施しております。

また、事務事業の見直しによる歳出の削減と新たな財源の活用ということでございますけれども、事務事業の見直しで1,700万円の削減をしながらも、まだ新年度当初予算に計上できておらない県核燃料物質等取扱税交付金等、また給食費の無償化の交付金が今後計上される見込みとなっておりますし、こういったものを活用して、しっかりと事業を継続していけるようにやってまいりたいと考えてございます。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） ありがとうございます。先ほどの所感の中にもありましたが、財政調整基金からの繰入れがなくなったということでございました。基金を取崩ししてでも喫緊の課題である子育て支援等、また物価対策等に重点配分をしなければいけないのではないかなとも思いますが、その辺はどのように思うでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 佐藤議員おっしゃるとおり、基金を取り崩しても、そういった事業に取り組んでいかなければいけないのではないかというご意見も、もちろん重々把握しております。今回の令和6年度当初予算を見て分かるのとおり、基金を取り崩さなくとも、おむつ無償化の事業の拡充、また高校生のスクールバスの補助、また先ほど申し上げましたけれども、給食費の無償化については予算計上、基金を取り崩してもやろうかやらないかという悩みの中でも、県と市町村の会議の中で知事が実施していただけると、そういったご意見もありましたので、そういったことは県の予算を活用しながらやっていけるのではないかなという中長期的な財政の運営を見渡して、今回は基金を取り崩さずに拡充できるところを最大限やったというふうに理解をしております。

○議長（富岡幸夫） これで佐藤広政議員の質疑を終わります。

次に、14番中村正志議員。

○14番（中村正志） 議案第32号 令和6年度むつ市一般会計予算につきまして質疑をさせていただきます。

これまでの地方自治体では、財源をどのように使うかというのが議論の中心になるのが一般的でした。しかしながら、現在では歳入の確保が大きな命題というふうになっています。特にむつ市はそうなのかもしれません。そこで行財政改革によ

り無駄な費用を抑えることと同時に大切なのが、この歳入の確保でございます。

そこで、大きな観点として、令和6年度予算において、歳入の確保についてどのような方策を取ったのか、まずお聞きしたいと思います。

また、個別に何点か財源確保についてお聞きしますが、先ほどの質疑の中にもありましたけれども、事務事業の見直しによる効果額1,700万円というふうなお話がありました。このことについても繰り返しになりますが、この効果額について再度お伺いしたいと思います。

また、借換債による財源効果はどれくらいを見込んでいるのか。

あと、この後の予算を見ていると臨時財政対策債が年々減少しております。この要因をお聞きしたいなというふうに思います。

次に、歳出において、その弾力性を確保するためには義務的経費の圧縮というのも大きな柱の一つになると思いますが、これまでの義務的経費の推移、あるいは将来見通しについてはどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

この後の予算委員会もありますので、細かいことは聞かないで、大きな観点からの質疑とさせていただきますが、歳出の項目の中で、むつ総合病院への貸付金が来年度は5億円増えております。この理由についてお伺いしたいと思います。

また、これは山本市長の肝煎りだと思いますが、むつ市未来共創まちづくり推進枠というのを新たに設けております。むつ市未来共創まちづくり推進枠について、なぜこの推進枠を設けたのか。また、これによりましてどのようなことを実現したいと考えているのかお尋ねをしたいと思います。

もう一点、高等学校通学費補助費についてであります。細かい事業内容につきましては予算委員会のほうでお聞きしますが、これまでのむつ市のスタンスだと、補助したい気持ちはあるけれども、

県立高校の問題なので、まずは青森県のほうが一番最初に対応するべきだという考え方だったと認識をしておりますが、来年度、県を差し置いて、むつ市で行うことと決断したのはどのような理由からかお聞きしたいと思います。

また、今後青森県に対して補助をお願いしないのか、それともこれまでと同様、県の補助を求めていくのかも併せてお伺いしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 私からは、むつ市未来共創まちづくり推進枠についてお答えをさせていただきます。

スマイル・トークリレー「FLAT」等におきまして、市民の皆様との対話を通じて得た課題や新たな視点を時代に合った政策へと発展させ、市民の皆様とともにむつ市の未来に希望をつないでいくため、むつ市未来共創まちづくり推進枠を設定させていただいております。

当該推進枠は、高等学校通学費補助事業やお買物支援事業など25事業、事業費総額は1億7,683万3,000円となっております。今後の事業展開といたしましては、例えばお買物支援事業では令和6年度にアンケート等で得られた情報を基に事業化すること、また新しい学びの場検証事業では、メタバースを活用したシステム導入の検証を行い、今後本格導入を進めてまいります。

また、高等学校通学費補助金についてのこれまでの経緯につきましては、担当部長から答弁をさせていただきますけれども、県への要望という観点からは、現在県からは市町村の事業に支援として、先ほど来申し上げております給食費の無償化の事業ですとか、あとは教員の多忙化解消校務改善システムなどの支援を小・中学校にさせていただいておりますので、そういった観点から県でも小・中学校の支援をしていただいていると。私たちは県立高校ということで、県立の高校生たちのた

めの事業をしておりますけれども、そういった観点から、県と市町村の役割分担も含めて、今後私たちの中で検討させていただければと思います。

また、その他の質疑につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） ご質疑の1点目、歳入の確保についてでございますけれども、令和6年度当初予算では、歳入の確保といたしまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を約1億4,000万円計上するほか、ふるさと納税として1億9,000万円、企業版ふるさと納税として2,100万円、市税は徴収率0.2ポイントの向上、各種債権につきましても収入額の目標を設定し、未収金を減らす対策を進めるなど、各種歳入の確保に努めているところでございます。

なお、当初予算への計上のほうはかないませんが、先般県が青森県核燃料物質等取扱税交付金の増額を発表しており、これまで継続してきた要望活動の成果と認識をさせていただいております。

次に、ご質疑の2点目の事務事業の見直し、どのようなものがあつたのかということで答えさせていただきますが、予防接種事業の見直しにより約700万円、まさかり高校医学部進学・特進コース事業の休止により約500万円、浜奥内海水浴適地開設事業の廃止により約200万円を削減するなど、合計で1,700万円の歳出の削減を図っております。

ご質疑の3点目、借換債による財源の効果ということでございますけれども、令和6年度の借換え額は6億3,930万円を予定しております。当市におきましては、民間から借入れする場合、5年ごとに利率を見直し、10年目で借換えをすることを条件に借入れを行っております。今回は主に平成25年度に借り入れた市債について、現時点で

の利率で借換えを行うものでございます。

直近の利率を参考に、借換え後の5年見直しの利率を0.9%と試算しております。仮に借換えしない場合は10年固定で利率は約1.1%となり、借換えによって0.2%低い利率での借入れが可能となり、その財源効果額は約680万円と見込んでおります。

次に、ご質疑の4点目の臨時財政対策債が減ってきているが、その要因についてでございますけれども、国の令和6年度地方財政計画において、臨時財政対策債の発行額が54.3%の減と大幅に抑制されていることを勘案いたしまして、当市におきましても前年度比で5,269万3,000円、率にして53.3%の減と見込み、4,700万円を計上したものでございます。

ご質疑の5点目、義務的経費についての今後の推移ということでございますけれども、まず令和5年度と令和6年度を比較いたしますと、予算ベースでございますけれども、義務的経費、人件費、扶助費、公債費、人件費のほうは5,000万円弱増えていますけれども、扶助費、公債費とも下がっております。トータルでは予算ベースで大体6億円ぐらいの減となっておりますし、今後におきましても扶助費等が高止まりの傾向にあるということ、公債費につきましては普通建設事業によって上昇等のおそれが今後出てくるかもしれませんが、財政中期見通しの中ではほぼ減少するというふうに見込んでおります。

6点目、むつ市総合病院への貸付金5億円増の理由についてでございますけれども、下北医療センターに対する年度内貸付けにつきましては、下北医療センターの一時借入金の低減を図ることを目的に、平成29年度10億円、平成30年度からは毎年20億円、令和6年度には25億円に増額して貸付けを行うこととしております。この運用によりまして、年間約2,000万円の利息負担の軽減となり、

このたびの5億円の増額によりまして、年間では200万円から400万円の軽減につながると見込んでいるところでございます。

ご質疑の8点目、高等学校通学費補助金につきまして、これまで県のほうに要望してきましたけれども、こちらの事業につきましては、県のほうに事業主体となって実施する要望を行ってまいりましたけれども、市民の皆様からのスマイル・トークリレー「FLAT」や市のホームページ等の問合せが多く、要望が多いと判断したこと、また物価高騰等によりまして保護者の負担が増えていることなどから、予算編成におきまして子ども・子育て政策に重点を置く中で、国の補助金を活用して実施することとしたところでございます。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） ありがとうございます。答弁を聞きまして、何点か再質疑させていただきましても、事務事業の見直しによる効果額1,700万円ということで、何かちょっと少ないような気がしますけれども、この効果額についてはどのように受け止められておりますでしょうか。もう精いっぱいやったということなんでしょうか。

あと臨時財政対策債についてですが、説明のほうは分かりました。これはたしか地方交付税の不足分を補うために借りてもいいですよというふうな認識を持っていますけれども、それでいくと地方交付税のほうはきちんと入ってきているという認識でよろしいのでしょうか。そこをちょっとお聞きしたいと思います。

むつ総合病院への貸付金5億円の増ですけれども、これによりむつ総合病院のほうの資金繰りと言っていいのかな、そちらのほうがうまくいくということで、これは4月1日に貸して3月31日に返してもらおうというふうな形でよかったのかどうか、ちょっとそれを確認したいと思います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 事務事業見直しの効果額1,700万円は少ないのではないかなというようなご質疑でございますが、事務事業の見直しにつきましては、事業の見直しはもう少しと言ったらあれですけれども、数多く上がりましたけれども、全ての事業におきまして、やはりその効果があるかどうかの判断も必要だと思います。その享受を受けている方が、市民の皆様が、団体がいらっしゃいますので、新年度でいきなりやめるというような判断はせずに、今後長期的に事務事業を見直していいのではないかなという項目も含めて検討させていただいております。新年度の、令和6年度の見直しによる効果額は1,700万円ということになりますけれども、今後2年、3年にわたって事業を見直ししていくものも出てくると思いますので、今後におきましては効果額はもう少し上がってくるのではないかなというふうに理解をしております。

そのほかの質疑につきましては、担当部長から答弁させていただきます。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） お答えいたします。

まず、臨時財政対策債が減ってきている中で、普通交付税のほうはきちんと確保できているかということでございますけれども、こちらにつきましては臨時財政対策債の減分を国のほうから普通交付税でいただいておりますので、きちんとした財政運営ができていますものと認識しております。

また、むつ総合病院の貸付けにつきましては、4月1日で貸付けを行いまして、3月31日に返済していただく年度内貸付けとなっております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第32号の質疑を終わります。

次に、議案第33号 令和6年度むつ市国民健康保険特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第33号の質疑を終わります。

次に、議案第34号 令和6年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第34号の質疑を終わります。

次に、議案第35号 令和6年度むつ市介護保険特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第35号の質疑を終わります。

次に、議案第36号 令和6年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第36号の質疑を終わります。

次に、議案第37号 令和6年度むつ市魚市場事業特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第37号の質疑を終わります。

次に、議案第38号 令和6年度むつ市水道事業会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第38号の質疑を終わります。

次に、議案第39号 令和6年度むつ市下水道事業会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第39号の質疑を終わります。

以上で令和6年度むつ市各会計予算に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第32号から議案第39号までの令和6年度むつ市各会計予算については、議長を除く議員21名で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第32号から議案第39号までの令和6年度むつ市各会計予算については、議長を除く議員

21名で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配信しております予算審査特別委員会委員名簿のとおり指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、お手元に配信しております予算審査特別委員会委員名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで、予算審査特別委員会正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後 零時00分 再開

○議長(富岡幸夫) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま開かれました予算審査特別委員会において、委員長に佐々木隆徳議員、副委員長に井田茂樹議員が選任されましたので、ご報告いたします。

◇報告第1号

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第39 報告第1号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号の質疑を終わります。

報告第1号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第2号

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第40 報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、令和5年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で報告第2号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第2号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、報告第2号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、報告第2号は承認することに決定いたしました。

◎日程第41～日程第43 議案一括上程、提案理由説明、質疑、委員会付託、一部採決

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第41 議案第40号 財産の取得についてから日程第43 報告第3号 専決処分した事項の報告についてまでの3件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） ただいま追加上程されました2議案1報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第40号 財産の取得についてですが、本案は、夏季における児童生徒の熱中症による健康被害の防止及び教育環境の向上を図るため、市内小学校6校及び中学校4校にポータブルクーラー等を配備するものであります。

次に、議案第41号 令和5年度むつ市一般会計補正予算についてであります。本案は、1億円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、446億5,444万円となります。

まず、歳出についてであります。土木費において、道路等の除排雪経費に不足が生じる見込みのため、作業委託料を増額しております。

次に、歳入についてであります。補正財源を調整するため、財政調整基金繰入金を計上しております。

なお、年度内に事業の完了が見込めないことからデジタル防災センター整備事業について繰越明許費を設定しております。

次に、報告第3号についてであります。これは、本年1月6日に老人憩の家禄寿荘駐車場において発生した自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の委任を頂いているところにより、専決処分したものであります。

以上をもちまして、追加上程されました2議案1報告について、その大要を申し上げましたが、

細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富岡幸夫） これで提案理由の説明を終わります。

この後、ただいま上程されました議案第40号及び報告第3号については質疑を、議案第41号については質疑、討論、採決を行います。ここで議事整理のため、午後1時30分まで暫時休憩いたします。

午後 零時05分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました2議案1報告については、それぞれ区分して質疑等を行いますので、ご了承願います。

◇議案第40号

○議長（富岡幸夫） まず、議案第40号 財産の取得についてを議題といたします。

本案は、夏季における児童生徒の熱中症による健康被害の防止及び教育環境の向上を図るため、市内小学校6校及び中学校4校にポータブルクーラー等を配備するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第40号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第40号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、

総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第41号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第41号 令和5年度むつ市一般会計補正予算に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第41号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第41号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◇報告第3号

○議長（富岡幸夫） 次は、報告第3号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で報告第3号の質疑を終わります。

報告第3号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◎日程第44～日程第45 議案一括上程、提案理由説明

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第44及び日程第45 議案第42号及び議案第43号 むつ市副市長に選任する者につき同意を求めることについての2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） ただいま追加上程されました2議案について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

議案第42号及び議案第43号のむつ市副市長に選任する者につき同意を求めることについてであります。これら2議案は、本年3月31日をもって退職いたします川西伸二氏の後任として吉田真氏及び齋藤友彦氏を選任いたしたく、提案するものであります。

この度、退職されます川西氏は、就任以来6年にわたり市政運営にご尽力されました。ここに川西氏の功績をたたえとともに、心から感謝の意を表するものであります。

以上をもちまして、追加上程されました2議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおりご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富岡幸夫） これで提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案第42号及び議案第43号については、3月15日に質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◎散会の宣告

○議長（富岡幸夫） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明3月7日は常任委員会及び予算審査特別委員会のため、3月8日及び11日は予算審査特別委員会のため、3月12日から14日までは議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、明3月7日は常任委員会及び予算審査特別委員会のため、3月8日及び11日は予算審査特別委員会のため、3月12日から14日までは議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、3月9日及び10日は休日のため休会とし、3月15日は付託議案等の審議を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 1時36分 散会